

九信販JCB法人カード会員規約の一部改定について

平素は弊社クレジットカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり、九信販JCB法人カード会員規約の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日

2024年12月1日（日）

2. 改定内容

改定後						改定前					
九信販 J C B 法人カード会員規約 (2024年12月1日改定)						九信販 J C B 法人カード会員規約 (2023年3月20日改定)					
第二章〔カードショッピング条項〕						第二章〔カードショッピング条項〕					
第31条（カードショッピングの支払金の支払方法） 3. カード使用者が1回払、分割払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合 (1) 支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。						第31条（カードショッピングの支払金の支払方法） 3. カード使用者が1回払、分割払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合 (1) 支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。					
支払回数 （支払期間）	1回 （1ヵ月）	2回 （2ヵ月）	3回 （3ヵ月）	5回 （5ヵ月）	6回 （6ヵ月）	支払回数 （支払期間）	1回 （1ヵ月）	2回 （2ヵ月）	3回 （3ヵ月）	5回 （5ヵ月）	6回 （6ヵ月）
実質年率(%)	0	0	14.71	16.26	16.68	実質年率(%)	0	0	12.20	13.50	13.86
利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	0	0	2.46	4.10	4.92	利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	0	0	2.04	3.40	4.08

支払回数 (支払期間)	10回 (10ヵ月)	12回 (12ヵ月)	15回 (15ヵ月)	18回 (18ヵ月)	20回 (20ヵ月)	支払回数 (支払期間)	10回 (10ヵ月)	12回 (12ヵ月)	15回 (15ヵ月)	18回 (18ヵ月)	20回 (20ヵ月)
実質年率(%)	<u>17.52</u>	<u>17.70</u>	<u>17.84</u>	<u>17.90</u>	<u>17.91</u>	実質年率(%)	<u>14.57</u>	<u>14.74</u>	<u>14.87</u>	<u>14.94</u>	<u>14.96</u>
利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>8.20</u>	<u>9.84</u>	<u>12.30</u>	<u>14.76</u>	<u>16.40</u>	利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>6.80</u>	<u>8.16</u>	<u>10.20</u>	<u>12.24</u>	<u>13.60</u>
支払回数 (支払期間)	24回 (24ヵ月)	30回 (30ヵ月)	36回 (36ヵ月)			支払回数 (支払期間)	24回 (24ヵ月)	30回 (30ヵ月)	36回 (36ヵ月)		
実質年率(%)	<u>17.89</u>	<u>17.79</u>	<u>17.65</u>			実質年率(%)	<u>14.96</u>	<u>14.91</u>	<u>14.82</u>		
利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>19.68</u>	<u>24.60</u>	<u>29.52</u>			利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>16.32</u>	<u>20.40</u>	<u>24.48</u>		
<p>※ボーナス併用分割払の実質年率は、上記と異なる場合があります。</p> <p>※JCB加盟店で分割払を指定した場合の手数料率は、JCB所定の料率ではなく、上記の料率（当社所定の料率）が適用されます。</p> <p>※上記の料率と異なるカードがございます。</p> <p>(2) 分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。</p> <p>(例) 利用代金 10万円、10回払の場合</p> <p>◎ 手数料 $100,000円 \times (8.2円 / 100円) = 8,200円$</p> <p>◎ 支払金合計 $100,000円 + 8,200円 = 108,200円$</p> <p>◎ 月々の支払金 $108,200円 \div 10回 = 10,820円$</p>						<p>※ボーナス併用分割払の実質年率は、上記と異なる場合があります。</p> <p>※JCB加盟店で分割払を指定した場合の手数料率は、JCB所定の料率ではなく、上記の料率（当社所定の料率）が適用されます。</p> <p>※上記の料率と異なるカードがございます。</p> <p>(2) 分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。</p> <p>(例) 利用代金 10万円、10回払の場合</p> <p>◎ 手数料 $100,000円 \times (6.8円 / 100円) = 6,800円$</p> <p>◎ 支払金合計 $100,000円 + 6,800円 = 106,800円$</p> <p>◎ 月々の支払金 $106,800円 \div 10回 = 10,680円$</p>					
5. カード使用者がリボルビング払を指定した場合						5. カード使用者がリボルビング払を指定した場合					
(1) カード使用者がリボルビング払を選択した場合には、毎月締切日のリボルビング払残高（以下、「リボ残高」といいます。）に対して実質年率						(1) カード使用者がリボルビング払を選択した場合には、毎月締切日のリボルビング払残高（以下、「リボ残高」といいます。）に対して実質年率					

18.0%を乗じて日割計算（1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）により算出した手数料額を所定の支払金額に含めた額（以下、「弁済金」といいます。）を当社に支払うものとします。このとき初回分のリボルビング払手数料は、利用日の翌日から初回約定支払日までの日数としますが、その日数は最長1ヶ月間とします。また2回目以降のリボルビング払手数料は前月の約定支払日の翌日から当月約定支払日までの日割計算により支払うものとします。

(2) 会員は、あらかじめ、リボルビング払の支払方式につき、元利定額残高スライド方式か元利定額方式（会員が当社所定の方法により弁済金の額を指定するものとしますが、リボ残高が一定の額を超えた場合には自動的に弁済金の額が増額されます。以下、同じ。）を選択するものとします。会員が支払方式を選択しなかった場合あるいは不明な場合は「元利定額残高スライド方式」を選択したものと見做しますが、会員から当社指定の方法による支払方式変更の申出があり当社がそれを認めた場合、希望の支払方式に変更できるものとします。

(3) 会員が元利定額残高スライド方式を選択する場合、下記表に定めるとおり、リボ残高に応じて決まった額の弁済金を支払うものとします。なお、残元金に手数料を加算した額が所定の弁済金に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額を支払うものとします。

締切日のリボ残高	月々の弁済金
100,000円以下	5,000円
100,001～200,000円	10,000円
200,001～300,000円	15,000円
300,001～400,000円	20,000円
400,001～500,000円	25,000円
500,001～600,000円	30,000円

締切日のリボ残高が60万円を超えたときの弁済金は、表と同様にリボ残高が10万円増えるごとに5,000円ずつ加算されるものとします。なお、会員は事前に当社へ申出ることにより、弁済金を5,000円単位で増額できるものとします。

15.0%を乗じて日割計算（1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）により算出した手数料額を所定の支払金額に含めた額（以下、「弁済金」といいます。）を当社に支払うものとします。このとき初回分のリボルビング払手数料は、利用日の翌日から初回約定支払日までの日数としますが、その日数は最長1ヶ月間とします。また2回目以降のリボルビング払手数料は前月の約定支払日の翌日から当月約定支払日までの日割計算により支払うものとします。

(2) 会員は、あらかじめ、リボルビング払の支払方式につき、元利定額残高スライド方式か元利定額方式（会員が当社所定の方法により弁済金の額を指定するものとしますが、リボ残高が一定の額を超えた場合には自動的に弁済金の額が増額されます。以下、同じ。）を選択するものとします。会員が支払方式を選択しなかった場合あるいは不明な場合は「元利定額残高スライド方式」を選択したものと見做しますが、会員から当社指定の方法による支払方式変更の申出があり当社がそれを認めた場合、希望の支払方式に変更できるものとします。

(3) 会員が元利定額残高スライド方式を選択する場合、下記表に定めるとおり、リボ残高に応じて決まった額の弁済金を支払うものとします。なお、残元金に手数料を加算した額が所定の弁済金に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額を支払うものとします。

締切日のリボ残高	月々の弁済金
100,000円以下	5,000円
100,001～200,000円	10,000円
200,001～300,000円	15,000円
300,001～400,000円	20,000円
400,001～500,000円	25,000円
500,001～600,000円	30,000円

締切日のリボ残高が60万円を超えたときの弁済金は、表と同様にリボ残高が10万円増えるごとに5,000円ずつ加算されるものとします。なお、会員は事前に当社へ申出ることにより、弁済金を5,000円単位で増額できるものとします。

(例) 9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日 (10月27日)

弁済金 5,000円

手数料 $100,000円 \times 18.0\% \times 30日 \div 365 = 1,479円$

元金充当額 $5,000円 - 1,479円 = 3,521円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 3,521円 = 96,479円$

■第2回目約定支払日 (11月27日)

弁済金 5,000円

手数料 $96,479円 \times 18.0\% \times 31日 \div 365 = 1,474円$

元金充当額 $5,000円 - 1,474円 = 3,526円$

弁済後ご利用リボ残高

$96,479円 - 3,526円 = 92,953円$

(例) 9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日 (10月27日)

弁済金 5,000円

手数料 $100,000円 \times 15.0\% \times 30日 \div 365 = 1,232円$

元金充当額 $5,000円 - 1,232円 = 3,768円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 3,768円 = 96,232円$

■第2回目約定支払日 (11月27日)

弁済金 5,000円

手数料 $96,232円 \times 15.0\% \times 31日 \div 365 = 1,225円$

元金充当額 $5,000円 - 1,225円 = 3,775円$

弁済後ご利用リボ残高

$96,232円 - 3,775円 = 92,457円$

(4) 会員が元利定額方式を選択する場合、会員は当社所定の方法により月々の弁済金の額をあらかじめ指定するものとします。会員が指定できる弁済金の額は、リボ残高に応じた下記表の最低指定金額以上の金額で、かつ1万円単位で指定した金額(上限10万円)とします。

(4) 会員が元利定額方式を選択する場合、会員は当社所定の方法により月々の弁済金の額をあらかじめ指定するものとします。会員が指定できる弁済金の額は、リボ残高に応じた下記表の最低指定金額以上の金額で、かつ1万円単位で指定した金額(上限10万円)とします。

締切日のリボ残高	50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超
最低指定金額	10,000円	20,000円	30,000円

締切日のリボ残高	50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超
最低指定金額	10,000円	20,000円	30,000円

なお、リボ残高が増加し、会員の指定した弁済金の金額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額を下回った場合、会員に告知することなく自動的に

なお、リボ残高が増加し、会員の指定した弁済金の金額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額を下回った場合、会員に告知することなく自動的に

に、弁済金の額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額に変更されま
ず（例：元利定額方式で弁済金の額を10,000円で登録している会員について、
締切日のリボ残高が50万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は20,000円
となり、同じく100万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は30,000円とな
ります。）。ただし、その後締切日時点でのリボ残高が50万円あるいは100万
円以下に減少した場合であっても自動的に金額の変更はいたしません。その場
合、会員の申出があり当社がそれを認めた場合、これを変更できるものとしま
す。

また、カードの利用状況に応じて、当社が、残高及び弁済金が会員の指定金額
に適應しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、会
員の指定金額を変更する場合があります。なお、残元金に手数料を加算した額
が所定の弁済金の額に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額を
支払うものとします。

（例）9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

（指定金額 20,000円）

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日（10月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $100,000円 \times 18.0\% \times 30日 \div 365 = 1,479円$

（円未満切捨）

元金充当額 $20,000円 - 1,479円 = 18,521円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 18,521円 = 81,479円$

■第2回目約定支払日（11月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $81,479円 \times 18.0\% \times 31日 \div 365 = 1,245円$

元金充当額 $20,000円 - 1,245円 = 18,755円$

に、弁済金の額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額に変更されま
ず（例：元利定額方式で弁済金の額を10,000円で登録している会員について、
締切日のリボ残高が50万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は20,000円
となり、同じく100万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は30,000円とな
ります。）。ただし、その後締切日時点でのリボ残高が50万円あるいは100万
円以下に減少した場合であっても自動的に金額の変更はいたしません。その場
合、会員の申出があり当社がそれを認めた場合、これを変更できるものとしま
す。

また、カードの利用状況に応じて、当社が、残高及び弁済金が会員の指定金額
に適應しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、会
員の指定金額を変更する場合があります。なお、残元金に手数料を加算した額
が所定の弁済金の額に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額を
支払うものとします。

（例）9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

（指定金額 20,000円）

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日（10月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $100,000円 \times 15.0\% \times 30日 \div 365 = 1,232円$

（円未満切捨）

元金充当額 $20,000円 - 1,232円 = 18,768円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 18,768円 = 81,232円$

■第2回目約定支払日（11月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $81,232円 \times 15.0\% \times 31日 \div 365 = 1,034円$

元金充当額 $20,000円 - 1,034円 = 18,966円$

<p style="text-align: center;">弁済後ご利用リボ残高</p> <p style="text-align: center;"><u>81,479</u>円 - <u>18,755</u>円 = <u>62,724</u>円</p> <p>6. 一部の加盟店においては、分割払の回数に制限がある場合、リボルビング払が利用できない場合、リボルビング払のお支払額が異なる場合又は手数料率が本条第3項、第4項、第5項と異なる場合があります。</p>	<p style="text-align: center;">弁済後ご利用リボ残高</p> <p style="text-align: center;"><u>81,232</u>円 - <u>18,966</u>円 = <u>62,266</u>円</p> <p>6. 一部の加盟店においては、分割払の回数に制限がある場合、リボルビング払が利用できない場合、リボルビング払のお支払額が異なる場合又は手数料率が本条第3項、第4項、第5項と異なる場合があります。</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p> <p>法人の代表者、個人事業主、カード使用者、連帯保証人及びこれらの申込者（以下これらを総称して「会員等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）及び本契約以外の契約にかかる当社の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>（7）音声情報（個人の音声を<u>電磁的</u>に媒体等に記録したもの）</p> <p>（8）映像情報（個人の肖像を<u>電磁的</u>に媒体等に記録したもの）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p> <p>法人の代表者、個人事業主、カード使用者、連帯保証人及びこれらの申込者（以下これらを総称して「会員等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）及び本契約以外の契約にかかる当社の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>（7）音声情報（個人の音声を<u>磁氣的又は光学的</u>に媒体等に記録したもの）</p> <p>（8）映像情報（個人の肖像を<u>磁氣的又は光学的</u>に媒体等に記録したもの）</p>

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。